

平成 24 年 11 月 30 日

11 月 27 日の暴風雪により被害を受けられました皆様へ

株式会社 住宅保障共済会

火災保険契約手続きに関する特別措置適用のお知らせ

11 月 27 日の暴風雪により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法の適用を受けた地域内の、被害を受けられましたご契約者の皆様に対し、特別措置として、ご希望により、火災保険に関する契約手続きの猶予期間を設けさせていただくことといたします。

つきましては、下記のとおり、本件に関するお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

記

被災地域にお住まいのご契約者で、今般の暴風雪により被害を受けられた皆様を対象に、火災保険の契約手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたしますので、ご希望のご契約者様は、以下の弊社窓口までお申し出ください。

本社代表電話番号 : 03-5405-1151

受付時間 : 9時30分～18時（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
北海道	室蘭市（むろらんし） 登別市（のぼりべつし） 伊達市（だてし） 虻田郡豊浦町（あぶたぐんとうやらちょう） 有珠郡壮瞥町（うすぐんそうべつちょう） 白老郡白老町（しらおいぐんしらおいちょう） 虻田郡洞爺湖町（あぶたぐんとうやこちょう）	2012 年 11 月 27 日（火）

以上